

泉崎村農業委員会定例総会（6月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和7年6月16日（月）午後1時30分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

2 会議構成人員（10名）

出席農業委員（8名）

1 番	箭内 一美 委員
2 番	佐川 ヒロ子 委員
3 番	和泉 輝代 委員
4 番	大森 秀樹 委員
5 番	穂積 正徳 委員
6 番	菊地 信治 委員
7 番	大野 厚海 委員
8 番	有賀 路夫 委員

推進委員（2名）

踏 瀬	箭内 一二 委員
瀬知房	鈴木 勝 委員

3 本日の提出議案

報告第19号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願出書について
報告第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出書について
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4 議事録署名人

6 番	菊地 信治 委員
7 番	大野 厚海 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 6 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

全国農業会議会長大会や県の研修会に参加してきました。皆さんの協力を得ながら農業者年金の年間目標達成に向けて考えていきたいと思えます。また、地域計画について、問題や課題があると思えますが、地域の相談窓口として、協力をお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「6 番 菊地信治委員」「7 番 大野厚海委員」をお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「報告第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願出書について」及び「報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書について」こちらは関連性がございますので、事務局より一括報告願います。

(事務局)

「報告第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願出書について」及び「報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取

下願出書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「議案第33号から議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」こちらは関連性がございますので、事務局より一括説明願います。

(事務局)

「議案第33号から議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第33号から議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木勝委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝委員)

6月9日事務局、我々委員2名と行政書士とで現地確認しました。現況1枚になっているのですが、今回の譲渡人の方以外の方の農地も含まれている状況になっていました。昔からの口約束の状態だと思われるので、きちんと貸借を結ぶよう話しました。それ以外は問題ないと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 佐川ヒロ子委員の意見をお願いします。

(佐川ヒロ子委員)

6月9日事務局、鈴木委員と行政書士とで現地確認しました。鈴木委員の説明のとおりで、問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺い

します。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第 33 号から議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 33 号から議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」地区推進委員 鈴木勝委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝委員)

17 ページを見てください。変更前の計画図になります。変更前は南側に駐車場が少しあるだけです。変更後の計画図の 18 ページを見ると、建物の両脇に駐車場ができるようになるということでした。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 佐川 ヒロ子 委員の意見をお願いします。

(佐川ヒロ子委員)

駐車場を増設したいということで、現地確認してきました。ちちゃんと整備されており、問題ないと思われます。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第３５号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第３５号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認相当とすることに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第３６号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第３７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について」こちらは関連性がございますので、事務局より一括説明願います。

(事務局)

「議案第３６号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第３７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第３６号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第３７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木勝委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝委員)

事業計画の内容は先月の総会時と変わらないので、問題ないと思われます。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 穂積正徳委員の意見をお願いします。

(穂積正徳委員)

先月の総会時にお伝えしたとおり、境界もはっきりしていましたが、代表者のみ変更になったとのことですので、問題ないと思われます。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認相当とし、「議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認相当とし、「議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可相当とすることに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第38号 農地法第5条第1項の規

定による許可申請について」地区推進委員 箭内一二委員より現地状況の意見をお願いします。

(箭内一二委員)

6月9日に事務局、箭内一美委員、私、申請者立合いのもと現地確認しました。道路に面しているところが、一段高いのですが土のうを積んで土砂の流出は防ぐとのこと。村道と脇に道路が2面あるので、農業用の車両や一般車両も十分に通行できると思われます。基盤整備事業を行う土地を見渡せるということもあり、場所的にもよいと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 箭内一美委員の意見をお願いします。

(箭内一美委員)

28ページをご覧ください。●●側から●●●線、●●●●のとおりです。踏切を渡ってすぐの角地で条件のいい土地になります。法人設立の関係で必要な施設をつくる土地として、真四角で環境はいいと思います。出入口も公道で道幅4mあり影響を与えない立地条件です。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(午後：2時38分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

- ・令和8年7月改選について
- ・畑に植林することについて

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和7年7月15日(火)にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村6月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：2時57分)